お年寄りの暮らしを支えます

高齢者福祉サービス

市内に住む65歳以上の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活支援や介護予防など、さまざまなサービスを実施しています。本人の健康状態や家庭の状況に応じて、自分に合ったサービスを利用しましょう。

生活支援

●はり・きゅう・マッサージなどの利用助成事業

70歳以上の人に、はり・きゅう・マッサージ、指圧にかかる費用の一部を助成します。

助成額／1回当たり1、000円(年間12枚)

※市に登録された業者を利用した場合に限る。

●緊急通報装置の設置

1人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯に、緊急事態に備えて24時間体制で対応できる、火災警報器や人感センサーと連動した緊急通報装置を貸与します。

費用／所得に応じて1か月当たり0～2、915円

※緊急時に駆け付ける人の事前登録が必要です。働いている人、別棟や隣家に身内の人が居住している場合は対象外。

●外出支援サービス事業

寝たきり状態にある65歳以上の人や、身体障がい者1～3級で下肢の不自由な40歳以上の人が、市内の医療機関などの送迎でタクシーを利用する場合、週1回を限度に料金の全部か一部を助成します。安全を確保するために介護者の同乗が必要です。

助成額／利用券1枚につき1、000円(片道2枚まで)

※車いす、ストレッチャー利用の人に限る。

●家族介護支援金

自宅で常に寝たきり状態にある高齢者で、要介護4か5と認定され、かつ日常生活自立度(寝たきり度)がB2以上の人と同居している介護者に、支援金を支給します。

支給額／月額12、000円

※医療機関に入院か介護保険施設に入所している場合(短期を含む)は対象外。

※市民税所得割非課税世帯で、世帯全員に介護保険料や市税などの滞納がないこと。

●生活管理指導短期宿泊事業

要介護認定を受けていない高齢者を対象に、要介護状態への進行を予防するため、短期間での宿泊による日常生活の指導、支援を行います。

費用／事業費の1割

※6か月で14日以内。

●住宅改修費助成事業

要支援・要介護認定を受けていない高齢者が、住宅を改修するための費用の一部が予算の範囲内で助成されます。

※介護保険での住宅改修が優先。

助成額／対象改修費の2分の1(限度額10万円)

※介護保険料や市税などの滞納がないこと。

※改修前に申請が必要です。

●配食サービス事業

老化や傷病などにより、買い物や調理が困難となった1人暮らしなどの高齢者に昼食を届け、安否確認を行います。

費用／1食300円

※週3回以内。別棟や隣家に身内の人が居住している場合は対象外。

●紙おむつ給付事業

自宅で寝たきりや認知症などで、常時失禁状態にある要介護度が重い市民税非課税の高齢者に、紙おむつを給付します。

給付枚数／年間540枚

※医療機関に入院か介護保険施設に入所している場合(短期を含む)は対象外。

●認知症高齢者等SOSネットワーク事業

認知症などで行方不明になる可能性がある人が、地域での見守りや捜索を受けられます。

※事前登録が必要です。

介護予防など

●認知症家族交流会

認知症の人を介護する家族が集まり、介護体験や日ごろの悩みを話し合い、情報交換や交流を行います。

費用／無料

●認知症サポーター養成講座

認知症について正しい知識を身に付け、認知症の人やその家族を見守る方法を学びます。市内在住・在勤の10人以上のグループで、1か月前までに申し込んでください。

費用／無料

●介護予防サポーター養成講座(初級編)

講座を通して、運動・栄養・口腔(こうくう)・認知症などの介護予防に関する知識を学びます。

費用／無料

※1コース当たり4日間。

●あさピー☆きらり体操

5人以上のグループで、自宅から通える範囲の場所に定期的に集まり、筋力トレーニングなどを行う場合に、リハビリ専門職や介護予防サポーターが、活動を支援します。

申し込み・問い合わせ先

●生活支援

高齢者福祉課高齢者班 ☎62-5350

●介護予防など

旭市基幹型地域包括支援センター(高齢者福祉課高齢者班内) ☎62-5433